

# 令和5事業年度 決算の概要

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)



国立大学法人  
**愛知教育大学**  
AICHI UNIVERSITY OF EDUCATION

# 財務諸表の作成及び提出

※令和5事業年度は、第四期中期目標期間（6年間）の2年目の事業年度決算となる。  
文部科学省への提出期限：6月28日（金）

## 国立大学法人法 準用通則法

（財務諸表等）

第三十八条 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 国立大学法人等は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

	書 類 名	提 出 期 限
・財務諸表	貸借対照表	令和6年6月28(金)
	損益計算書	
	キャッシュ・フロー計算書	
	利益の処分に関する書類(案)	
・附属明細書		公文書
・監査報告書(監事)		
・監査報告書(会計監査人)		
・事業報告書		
・決算報告書		

# 損益計算書の概要 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

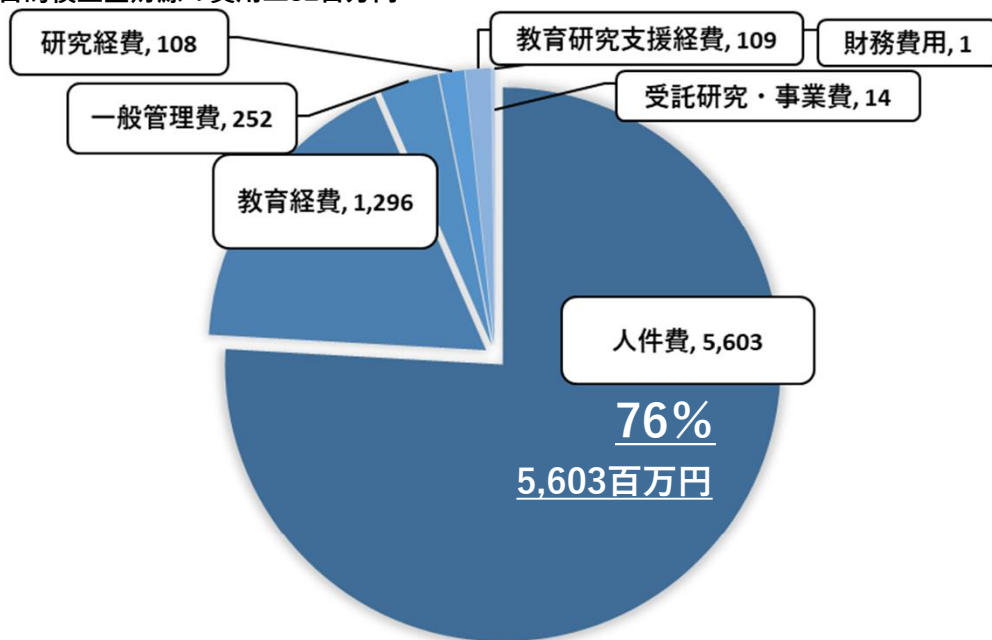
**当期総利益 206百万円** 【対前年比 ▲4,064百万円 (▲95.2%)】

当期総利益 = (②経常収益 - ①経常費用) + (④臨時利益 - ③臨時損失) + ⑤目的積立金取崩額

**①経常費用 7,383百万円** 【対前年比 ▲394百万円 (▲5.1%)】

(▲額主要因)

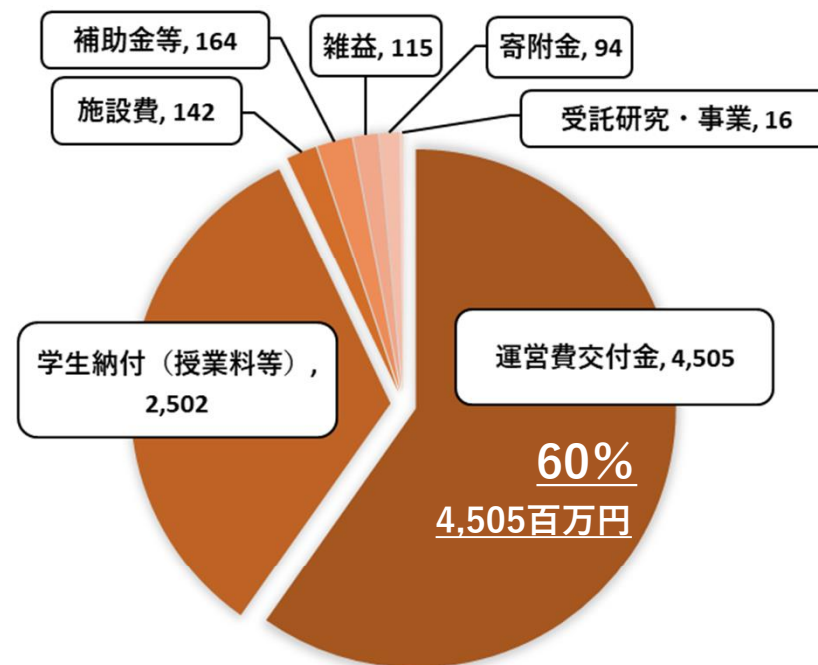
- ・施設整備費補助金財源の修繕費用▲105百万円 (音楽棟→特別支援教育棟)
- ・人件費▲180百万円 (退職手当対象者減▲156、超過勤務手当▲16 他)
- ・目的積立金財源の費用▲82百万円



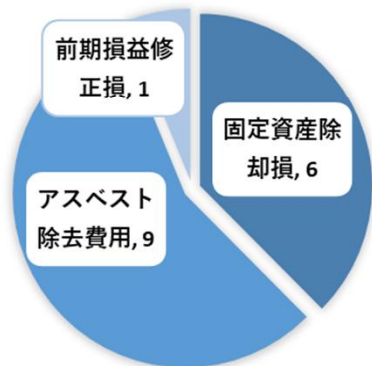
**②経常収益 7,538百万円** 【対前年比 ▲323百万円 (▲4.1%)】

(▲額主要因)

- ・施設整備費補助金の修繕費の減に伴う施設費収益▲105百万円
- ・運営費交付金収益▲218百万円 (退職手当分▲156、一律削減▲26 他)



**③臨時損失 16百万円** 【対前年比 ▲1百万円 (▲9.9%)】



**④臨時利益 9百万円** 【対前年比 ▲4,054百万円 (▲99.8%)】  
 ※会計基準改訂により、前年は一時的に多額計上となった影響による減



**⑤目的積立金取崩額 58百万円** 【対前年比 ▲82百万円 (▲58.4%)】



単位：百万円 (百万円未満切捨て表示)

# 国立大学法人会計基準の改訂による損益の影響（その1）

## 資産見返負債（損益均衡会計）の廃止（令和4年度以降）

損益均衡会計から、“より”企業会計に近い制度へシフト

運営費交付金、授業料及び寄附金を財源に固定資産を購入した場合に資産見返負債を計上するこれまでの会計処理を廃止し、財源相当額は当該執行年度に収益化する。※単年度では損益が均衡しない。

<資産見返負債の原則廃止>

○令和3年度まで

貸借対照表

資産 建物 60	負債 資産見返負債 60
	純資産

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返負債戻入)	20	20	20

○令和4年度以降

財源は資産見返負債に振り替えず  
固定資産取得時に全額収益化

貸借対照表

資産 建物 60	負債
	純資産 (純利益60)

	×1年度	×2年度	×3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (〈例〉運営費交付金収益)	60	0	0

単年度では、費用と収益が均衡しない。

## 損益計算書（当期総利益）の影響

### 令和4事業年度（変更初年度）のみ

変更初年度の会計処理で令和3事業年度末の資産見返負債残高4,057百万円を全て収益化のため、一時的に増  
臨時利益 4,064百万円【対前年比 3,894百万円増（2,289.3%）】

会計処理上、現金の裏付けのない多額の利益（40億円）が一時的に計上

### 令和5事業年度のみ

前年度に一時的な多額計上となった影響により、対前年度比で一時的に▲減  
臨時利益 9百万円【対前年比 ▲4,054百万円（▲99.8%）】

### 令和5事業年度以降

減価償却費（費用）と固定資産の取得額（収益）のどちらが大きいかで、単年度損益が大幅に増減する。

「現金余剰の額」と「損益計算書の当期総利益の額」の差額が大きくなる

# 国立大学法人会計基準の改訂による損益の影響（その2）

## 「減価償却引当特定資産」の新設（令和4年度以降）

新たな内部留保（積立）の仕組みの導入

施設整備の更新に備えるために積み立てる資産を「減価償却引当特定資産」といい、**目的積立金とは別に、計画的に資金を留保するための制度として新設**された。国立大学法人の判断で繰入および支出することが可能。

当該事業年度の減価償却費を上限とし、現金の収支差額【現金剰余金】の範囲内で、将来の施設及び設備の更新に備えるために繰入れた預金等の資産をいう。**用途は、施設及び設備（固定資産）の更新費に充てることができる。**

### 令和5事業年度 繰入額の算出

・ 現金剰余金(A)	<u>276,664,039円</u>	財務諸表等の補足資料「収入・支出決算額調書」の収入－支出の額
・ 損益計算書の当期総利益(B)	<u>206,463,731円</u>	
・ 損益計算書の減価償却費(C)	<u>326,704,045円</u>	

現金剰余金(A)と損益計算書の当期総利益(B)のうち、額の小さい方を「目的積立金」として計上する。

現金剰余金(A) > 当期総利益(B) の場合は、当期総利益と同額を目的積立金として計上し、現金剰余金(A)と当期総利益(B)の差額を減価償却引当特定資産に繰入れる。ただし、繰入額は損益計算書の減価償却費(C)を上限とする。

【繰入額】 現金剰余金(A) － 当期総利益(B) = 70,200,308円（※現金の裏付けのある額）

**「減価償却引当特定資産」繰入額 70百万円**

将来の施設及び設備（固定資産）の更新に備える。

# 当期総利益及び利益の処分（案）の概要

## 当期総利益を利益処分額として、「積立金」と「目的積立金」に区分

・現金剰余金(A)	<u>276,664,039円</u>	財務諸表等の補足資料「収入・支出決算額調書」の収入－支出の額
・損益計算書の当期総利益(B)	<u>206,463,731円</u>	

会計基準上、現金剰余金(A)と損益計算書の当期総利益(B)のうち、小さい額(B)を現金の裏付けのある「目的積立金」として計上する。

なお、現金剰余金(A) > 当期総利益(B) の場合となるので、国立大学会計基準の制度上発生する現金の裏付けのない「積立金」に区分せず、現金の裏付けのある差額の70百万円は「減価償却引当特定資産」に繰入れる。

### I 当期未処分利益

当期総利益 206百万円



### II 利益処分額

**目的積立金相当額 206百万円【対前年比 ▲115百万円（▲35.8%）】**

#### **経営努力の結果生じた、現金の裏付けのある利益**

収入の増及び人件費など支出経費の抑制・節減による経営努力が要因となる剰余金  
文部科学大臣へ承認申請して、経営努力として認定を受ければ、目的積立金として、中期計画で定めた用途「教育研究の質の向上及び業務運営の改善」の財源に充て使用が可能となる。

# 目的積立金の承認申請額

文部科学大臣へ目的積立金の承認申請を行う。

